

株式会社斐太工務店
「(仮称) 八の沢風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成26年4月4日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 八の沢風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、株式会社斐太工務店に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道石狩市八幡町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出力 : 24,000kW(3,000kW×8基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成26年 1月 6日
環境大臣意見受理	平成26年 2月20日

問合せ先: 電力安全課 磯部、日野
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

株式会社斐太工務店
「(仮称) 八の沢風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

事業実施想定区域の周辺には、住居地域が存在しており、騒音及び超低周波音、風車の影の影響が懸念される。

このため、風力発電設備及び取付道路等の付帯施設（以下「風力発電設備等」という。）の配置等の検討に当たっては、住居地域への影響を回避、低減するよう配慮すること。

事業実施想定区域の南側の地域は、北海道水資源の保全に関する条例で指定する五の沢貯水池地区水資源保全地域であることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、伐採等の改変による水環境への影響を回避、低減するよう配慮すること。

尾根部の森林部を伐開し風力発電設備等を設置すると、新たに生じた林縁部分が、乾燥や強風等による影響を受けやすいことから、当該箇所より森林の劣化が生じるおそれがある。

このため、無立木地や既存道路を活用するなどにより、新たな尾根部の森林の伐開を避け、新たに生じる林縁部分ができる限り小さくなるような配置等を検討すること。

施工に伴う残土の処分に伴う改変箇所の配置の検討にあたっては、環境影響を回避、低減するよう配慮すること。